

# 告示

## 埼玉県告示第五百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
脳神経内科・内科 もてぎ医院	春日部市中央八丁目八―九	令和四年三月三十 一日
たかくぼクリニックス	蕨市北町二―九―七	令和四年三月三十 一日
柳島クリニックス	草加市柳島町六五〇	令和四年三月三十 一日
石塚医院	朝霞市東弁財三―九―八	令和四年三月三十 一日
富士見在宅クリニッ ク	富士見市針ヶ谷二―八―七	令和四年三月三十 一日
医療法人 大久保病 院	加須市砂原二八六―一	令和四年三月三十 一日
マックデンタルクリ ニックス	春日部市大場宇前野一三一五―八	令和四年三月三十 一日

しらさぎ薬局	有限会社 東松山薬局	上尾グリーン薬局	有限会社 あいの薬局	飯能矯正歯科クリニック	医療法人社団 泰進会 戸田ファースト歯科	北足立歯科医師会休日診療所	上尾ファミリー歯科	クレ歯科医院	木村歯科医院
加須市砂原二八三―一	東松山市上野本一二九―三	上尾市柏座一―一二―一	北足立郡伊奈町小室四二九四―八	飯能市双柳一二七七―六	戸田市中町一―一〇―九	鴻巣市赤見台一―一五―二三	上尾市小敷谷八八〇	蕨市錦町二―三―二三	春日部市樋堀五二―一
令和四年三月三十一日	令和四年一月三十一日	令和四年三月三十一日	令和四年二月二十八日	令和三年一月三十一日	令和四年三月三十一日	令和四年三月三十一日	令和四年三月三十一日	令和四年三月三十一日	令和三年十二月十一日

みずほ薬局	ひばり薬局	有限会社 桐芳堂薬局
本庄市北堀一七八四―一	F 新座市栗原五―六―二五海老沢ビル一	鶴ヶ島市富士見二―六―一四
平成二十八年三月三十一日	令和四年三月三十一日	令和四年三月三十一日